

平成17年7月9日

シックハウス症候群に関する見解

日本衛生学会理事長
相澤好治

対策の重要性について

「シックハウス症候群」は、一般的には「居住者の健康を維持するという観点から問題のある住宅において見られる健康障害の総称」を意味する用語として認識されるが、健康的に生活するための基本的要素である室内空間の環境そのものが健康障害の要因となることは大きな問題である。

居住者が、自らの意思では容易にコントロールできない種々の室内環境要因を除去し、健康障害の未然防止・改善を行うことは、個人の努力のみでは大変困難であり、適切な室内環境の維持・管理に関わる全ての関係者が、連携・協力しながら「シックハウス症候群」への対応に取り組むことが必要である。

日本衛生学会の役割について

「シックハウス症候群」については、これまで多くの知見が蓄積され、これらを基にした行政機関、建築関係者の対応が行われているが、現在なお、当事者を含む国民においては、その概念や定義に関して混乱があり、「シックハウス症候群」の範囲や原因、対策の効果等が十分に理解され難い状況にある。

「シックハウス症候群」の対応の基本は、一次予防である「発症予防」と二次予防である「発症後の対応」であり、主として室内環境と医学の両面からのアプローチが必要である。発症要因としては、主として化学的要因、生物的要因があり、発症機序としては、中毒、アレルギー、その他明確でないもの（心理的素因などの個人的特性が大きく関わると考えられるものを含む）が考えられているが、湿度や温度等の物理的要因も発症に影響すると思われる。そのため、「シックハウス症候群」の研究については、様々な分野の学会、研究者が関与している。

今後「シックハウス症候群」に関する研究を推進し、効果ある対応に結びつけるためには、国民にわかりやすく体系的な取り組みを行うことが重要であり、関係する研究分野の成果を体系的にとりまとめる必要がある。環境衛生と予防医学に関する研究交流の場で、学際的な集団である日本衛生学会の役割は重要である。

今後の「シックハウス症候群」に対する取り組みについて

以上より、日本衛生学会としては、平成16年度に本学会に設置した「室内空気質研究会」

における「シックハウス症候群」に関する最近の学術的知見の収集・検討等を踏まえ、「シックハウス症候群」の概念整理について、以下のように提言し、関係学会、関係機関と連携・協力しながら研究及び対応の一層の推進を期待するものである。

「シックハウス症候群」の概念整理

「シックハウス症候群」は、複数の要因及び機序に起因する複数の症状を包含した概念である。

住宅等における生物的要因や物理・化学的要因など室内環境因子¹を改善することにより、発症予防や症状の改善が見込まれる健康障害である。

1 化学的要因を特定する場合には、室内空気濃度の測定を行うことが望ましい。

心理社会的な背景が、身体症状の増悪、もしくは改善の阻害を起こす可能性が指摘されている。

室内で発生した中毒症状、アレルギー疾患、心理社会的要因が主となって発生する状態等、分類が可能なものについては、それぞれの要因を配慮しながら、対応を行うことが妥当と考えられる。

機序や病態が未だ明確でないもの²については、引き続き科学的解明を進めることが必要と思われる。

2 いわゆる「化学物質過敏症」については、学会内でも「シックハウス症候群」としての取り扱いが妥当であるか否かについて議論が分かれている。

今後の対応について

関係学会、関係機関はそれぞれの位置づけを明確にした研究及び対応を行う必要がある。今後、本学会では室内空気質研究会を「シックハウス症候群」の環境衛生、予防医学的研究を推進する場として活用し、国民の基本的権利である安全と健康を確保する活動を継続する。